

# ごみ破碎処理施設維持管理計画書

## 1 法に基づく維持管理上の基準

一般廃棄物処理施設の維持管理は、ごみ破碎処理施設については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5を遵守する。

[一般廃棄物処理施設]

	維持管理基準
一般事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</li><li>2. 破碎施設にあつては、破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</li><li>3. 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</li><li>4. ごみの飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</li><li>5. 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持するものとする。</li><li>6. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</li><li>7. 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</li><li>8. 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行なうこと。</li><li>9. 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</li><li>10. 維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し3年間保存すること。</li></ol>

## 2. 一般廃棄物の受入れ方法

当施設の受入れは、組合収集不燃ごみ、資源ごみ及び直接持込みとし、計量施設において内容物の確認及び適切な量の確認を行う。

直接搬入する車両については、搬入経路上の民家の生活環境上支障のないよう指導を徹底する。

## 3. 運転管理計画

- 1) 受入廃棄物の品目、計量、混合物チェック等を入念に行う。また、伝票を作成し、最低5年間は保存する。
- 2) 緊急時（地震、火災等）における対策を事前に講じ、作業員等には定期的な訓練を実施し

て、実際の場合に迅速かつ確実に処理できるようにする。

- 3) 万一の火災発生にそなえ、消火器等の設置を各所に配置する。
- 4) 以上、従業員に周知徹底するとともに、常に安全な処理及び運転が行われるよう教育する。
- 5) 各設備の点検、清掃及び各種機器の保守管理並びに定期的な補修を行う。
- 6) 放流水の水質検査は年1回以上とする。但し、必要に応じて水質検査を行う。